

大学**アーカイブズ**

全国大学史資料協議会東日本部会会報

1999. 3. 25 No.20

Eastern Japan Section, The Japanese
Association of College and University
Archives

1998年9月30日(水) 全国大学史資料協議会 1998年度全国研究会講演

旧制高等学校の創設と地域社会 －松山高等学校の場合－

松山大学法学部講師 島津 豊幸

はじめに

東京の第一高等学校から名古屋の第八高等学校までのいわゆるナンバースクールの後で、大正期にはいってから次々と創設された、いわゆるネイムスクールはどのような歴史的条件のもとに生み出されたのであろうか。こうした条件の一端を明らかにしようというのがこの小論の目的である。

1886(明治19年)年の学校令によって創設された前者と、1918(大正7)年の第二次高等学校令を基本として開設された後者との間に、性格上の微妙な差異があるであろうことは容易に想像できるのであるが、それだけでなく、明治という時期と大正という時期の違いが設立の諸条件に影響していることも視野にいれておく必要があろう。といった観点にたってみたとき、その相違点を的確に示すのがそれぞれの高等学校のおかれた地域との関係である。つまり、それぞれの高等学校は、そのキャムパスが置かれた地域ないしは地域社会とどのようにかかわっていたのか、あるいは、かかわっていなかったのかということである。たとえば、東京に設置された第一高等学校の場合、その設立に東京市または東京市民が直接にかかわったとは思われない。1886年の学校令施行とともに、それまでの大学予備門が独立させられただけであって、東京市民にも直接関係はなかったといえるのではないか。それは、最後のナン

バースクールである第八高等学校と名古屋市あるいは愛知県との関係においてもいえることのように思われる⁽¹⁾。これに対して、大正期のネイムスクールの場合、その設立の背景として、それぞれの置かれた地域社会との関係を抜きにしては考えられない。そこに明治期と大正期の違いが象徴的に現れているといえるのであるが、大正期においては、全国の地域行政体(府県)の財政力が強化され、地域住民の経済力が増大し、高等教育機関設立の基盤作りが可能になってきたのである。そして、それらを背景に、県民・市民のなかに高等教育機関設立の要望が高まってきたのも事実であって、明治期のナンバースクールとは違った様相を、大正期のネイムスクールはもっていたのである。以下、ネイムスクール創設の事例として、母校松山高等学校の場合をみてゆくことにする。

誘致運動前史

1886(明治19)年、中学校令によって全国が5区に分けられ、その第1区として東京に第一高等中学校が創設され、熊本に第五高等学校が開設されて以後、岡山に第六高等学校、鹿児島に第七高等学校が設立されたが、四国はそれらの動きから取り残され、官立高等教育機関は設立されずに過ぎていた。

こうした状況のなかで、第二次山県内閣が成立した翌年の1899(明治32)年1月、第13

帝国議会の貴族院において「高等学校及帝國大学増設に関する建議案」が提出審議され、全員一致で可決された。この動きをうけて、衆議院では、香川県第2区選出代議士林喬を代表とする20人の議員が連署して、「四国高等学校設置建議案」を提出した。「4県に涉り人口実に300万余を有する然るに一の高等学校の設けなきは学区分管の均衡を失し教政拡充の適當を得たるものと云ふを得す」という趣旨から、「政府は速やかに四国の中に位置適當の地を択ひ新に一の高等学校を設置せられむことを望む⁽²⁾」という内容であって、異議なく衆議院を通過した。そして、翌年の第14議会にも同一建議案が提出可決されたが、これら一連の動きは文部省に一定の影響をあたえ、専門学務局長岡田良平らを伴う文相権山資紀の学事視察を実現させた。一行が四国4県を巡回したのは99年4月のことであった。



島津豊幸先生の講演

この大臣の視察は、愛媛においては2つの動きを生んだ。1つは、民間の伊予教育議会(87年創立、当時の会長井上要県会議長)の誘致運動であり、今1つは、県会における「高等学校設置誘致と寄付金に関する建議案」の議決であった。教育議会では大臣一行の来県をとらえてこれを歓迎し、誘致に要する地元負担金が15万円であることを探し、誘致運動方針を決定するとともに、募金活動を開始し、陳情団を上京させた。井上要県会議長・藤野政高海南新聞社長・白川福儀松山市長らが上京し、各方面に陳情しながら在京の県出身華族や富豪に寄付要請を行った。これに呼応して県会においては、丁度開会されていた第56臨時県会に際して、5月13日、山本嘉久馬(進歩党)・藤野政高(自由党)を中心に12名の議員が連盟で前記建議案を提出した。第一読会において全員の賛成を得、その後の読

会を省略して確定議となった。その建議案は、つぎのようなものであった。

衆議院建議ノ主旨ニ基キ四国ニ高等学校ヲ設置スル場合ニ於テ其位置ヲ本県ニ定ムルハ適當ニシテ必要ノ事ナリトス、其場合ニ当リ本県ハ創業費中へ金拾万円ヲ納付スヘシ⁽³⁾(後略)

こうして、権山文部大臣の来県に刺激されて、高等学校誘致の運動が開始されたのであるが、この時の運動は実らなかった。というのは、この時期「財政の反動期に会し財政緊縮事業打切りの時代となり此運動も又中止するの余儀なきことゝなつた⁽⁴⁾」(井上要談)のである。

高等学校誘致運動の展開

愛媛県に高等学校を誘致しようという運動が再燃したのは、第一次世界大戦が始まって2年、ようやく大戦景気が県内にも及び始めた1917(大正6)年であった。その前年に成立した寺内正毅内閣では、大々的な教育制度の改革を打ち出しており、その文教政策を先取りした形で県内が動き始めたのであるが、それに火をつけたのは、知事若林賛藏であった。17年8月23日の『愛媛新報』紙上で「文部省が来年度中に直轄学校を四国に設立する意向をもっている旨」を談話し、「就学上の便宜」と「その地方に新知識をもたらすこと」を指摘し、「地方繁栄の資源ともなる」ことを強調した。これをうけて、8月24日に松山市が参事会を開催して誘致問題を協議し、翌25日には県参事会が召集され、他県に先駆けて誘致運動を推進することを決議した。それらに続いて、松山商工会や県教育協会(会長県内務部長)も動き始め、これらの動向を若林知事は、文部省に申達した。まことに素早い対応であるといえる。

こうした官側の動きに呼応して、民間では、県会議長深見寅之助を中心に県民有志大会が開催された。9月20日、知事・県議・松山市長・海南新聞・愛媛新報・伊予日々新聞の社長を始め有志90余名が、県公会堂に参集した。協議の結果、「本県に高等程度の文部省直轄学校の設置を請願し」「設置に要する寄付金は、県費及び有志の醵金を以て之に充つ」などを決議し、15名の推進委員を選任した⁽⁵⁾。

1908(明治41)年の第八高等学校の設立以来、高校の増設は途絶えており、その間に増設を求めるエネルギーは蓄積され、臨界に達していたのであろう。この時期、誘致運動は全国的に盛り上がり、四国でも各県が県内の候補地を挙げて誘致合戦を開いた。

こうした各地の状況に対して、政府の側では、17年9月に、直属の臨時教育会議を設置して全般的な教育改革を諮問した。男子高等普通教育に関する同会の答申は翌18年の1月と5月に分けて提出された。その内容は、主として高等学校の性格に関するものであったが、その後交替した原敬内閣(18年9月成立)は、それに基づいて、12月6日改正高等学校令(第2次)を公付した。そして、翌年度より、現在8校ある高等学校を25校に増設する案を策定した⁽⁶⁾。いわゆるネイムスクールの誕生である。

これら一連の動きの裏で、文部省は、すでに高校増設のための予算獲得に向けて大蔵省と折衝を続けており、それに成功すると、これまでの2校案を4校に拡大し、なかの1校に松山を内定した。それこそ水面下の18年度予算をめぐるものであったが、それを地元紙『愛媛新報』(12月15日)がスクープした。「新設の高校 秘密の封印をきつてみたら」という見出しで、松山の「地の利が香川の高松を制したこと」を明らかにした。この内定を知って、松山市民をはじめ県下全体が狂喜したのは勿論であるが、早速に高等学校設置協賛会(会長井上要)を組織して募金活動を開始し、寄付総額10万円を目標に、松山市7万5千円・温泉郡2万1千円・伊予郡4千円の分担額を決定した。

このような民間の団体とは別に、県当局は2つの案件を処理しなければならなかった。1つは、用地の問題であり、1つは、県拠出の設立寄付金の決定であった。まず、前者に関しては、松山市周辺の4地区を候補として文部省に上申した。18年5月のことであった。やがて、文部省から建築課員等が来県し、実地視察の結果、第1候補地である温泉郡道後村大字持田(現松山市)に決定されるのであるが、その間に、候補地以外にもいろいろ取り沙汰されたことが、『愛媛新聞』(5月23日)紙上に報じられている。

もう1つの案件である寄付金に関しては、6月に開かれた第80回臨時会において、当大正7年度予算に11万円を追加し、翌年度以後3カ年分を「予算外義務負担ノ件」として提案した。予算外義務負担では、大正8年度15万2200円、9年度と10年度は同額の14万7000円、7年度分と合わせると総額55万6200円に及ぶ額であった⁽⁷⁾(実際に創立された大正8年度には大幅に追加され、全体の決算額では60万346円に達している)。

県当局では、直ちに敷地の買収に取り掛かり、坪単価3円50銭で1万9,833坪を購入して国に寄付することにしたが、その買収を完了したのは、19(大正8)年1月のことであった⁽⁸⁾。

こうして、一応設立の基礎が確定された後、政府は、19(大正8)年4月14日「文部省直轄諸学校中改正」(勅令第112号)を公付して、その第1条に「新潟高等学校・松本高等学校・山口高等学校・松山高等学校」を追加した。そして、その翌日の15日に第三高等学校教授由比質を松山高等学校校長に任命して開校準備に当たらせ、16日文部省令第13号によって「愛媛県松山市ニ松山高等学校ヲ開設シ本年九月ヨリ授業ヲ開始ス」と布達した。

あとがき

以上で、旧制松山高等学校の創立に関する小論を終えることにする。与えられた紙数を遙かに超えてしまい、それでいて、当日の報告の一部にしか及ばなかった。非力としか言いようがないのであるが、ただ、冒頭でのべたいわゆるネイムスクールの特色の一端を理解していただければ満足である。開校後松山市民社会においてどのような摩擦を起こしたのか、また、学校当局がどれほど市民社会に開かれた学校作りに努力したか、さらに、大正15年に起こされた同盟休校に際して、如何に松山市民たちが応援したか、といったような地域社会との密接な関係を示す事例には事欠かないものであるが、それらについては、今回は割愛せざるを得なかった。

(1)金沢第四高等学校の場合、1886年の中学校令によって全国を5区に分割し、その第4区の高等中学校を金沢に設置することが、政府によって決定され、その後に必要経費の募金活動が開始されている〔平井金三郎編『【復刻】戻橋堂主

- 人自伝』(当時の石川県知事岩村高俊自伝、私家版)による]。
- (2)影山昇「旧制松山高等学校創設の経緯」(愛媛大学教育学部・教育研究室編『教育学論集・第5号』1976年3月)より孫引き。
- (3)『愛媛県議会史 第二巻』(愛媛県議会、1977年)796ページ

- (4)『海南新聞』大正10年11月3日
- (5)愛媛県教育委員会編『愛媛県教育史 第二巻』181ページ
- (6)影山、前掲論文 55ページ
- (7)前掲、『愛媛県議会史』645~7ページ
- (8)前掲、『愛媛県教育史』183ページ

1998年10月1日(木) 全国大学史資料協議会 1998年度全国研究会報告

「田川事件」から見た新制地方国立大学

愛媛大学教育学部教授 山本久雄

「田川事件」とは、当時愛媛大学教育学部助教授であった田川精三の懲戒(戒告)処分を巡る、一連の紛争をいう。事件の発端は、災天下の1958年8月1日と2日、田川が他の愛媛大学教官とともに、松山市内で行われた県教委主催教員研修会に対する教員組合の阻止行動に参加したことであった。当時、愛媛県の教育界は勤評導入を巡る県教委と県教組との激しい対立の中にあり、組合の研修会阻止行動はこうした対立状況の中で展開されたものであった。これに対して、県教委側は直ちに抗議声明を発し、教育・文理両学部長のもとにそれぞれ幹部を派遣して抗議するとともに、文部省あてにことの経過を報告し、「善処方」を求めた。文部省はこれをうけて学長に事態の真相を調査し、報告するよう指示する。学長は、県教委指摘の事実があったこと、今後、この問題は教育学部で討議検討する予定であることを報告した。教育学部は二度の会議を経て、10月1日の教官会議でこれ以上それを問題としないこととした。これでことは収まったかに見えた。

しかし、秋から冬にかけて田川処分の準備は水面下で密かに進められていた。その動きが表面化するのは、翌年2月9のことである。その日の評議会は、先ず、懲戒処分等の審査に関する学内規程を審議決定し、直ちにそれに基づき田川を懲戒処分の審査に付することに決した。その後、学内外が騒然とするなかで、学内審査が始まる。しかし、本人・参考人の陳述時間や、審査の公開等を巡って混乱が生じ、そうこうするうちに教育学部長

選挙で、処分容認又は推進の立場をとっていたこれまでの学部長に代わり、新たに、処分反対の急先鋒であった教授が当選して6月1日就任(従って、評議会の構成員となる)ということになった。こうした中で、結局田川本人の陳述はなされないまま、5月13日、評議会は、急遽、田川の懲戒処分(戒告)の上申を決定し、同20日付で上申する。文部大臣の発令は6月8日付であった。そこには、田川の行為は、国立大学の教官としてふさわしくないものであり、その行為の結果愛媛大学に対する社会的信用をすくなく傷つけた、よって国公法82条1号、3号により懲戒(戒告)処分、とあった。7月3日、田川は人事院に審査請求を行うとともに、裁判所に処分の無効確認を求めて提訴した。1963年6月、人事院はその処分を承認する判定書を出す。そして、処分からおよそ10年を経た1969年4月5日、田川は裁判所への提訴を取り下げ、新たに就任していた学長と田川支援団体との間で和解が成立する。これが「田川事件」の経過の概略である。

この間、この事件は世間の注目を浴びた。地元紙、全国紙県内版は言うに及ばず、直接間接に『文藝春秋』『中央公論』『ジュリスト』等の雑誌にも取り上げられ、衆議院文教委員会でも問題とされた。日本学術会議学問思想の自由委員会や国立大学協会も重大な関心を寄せた。これは、この事件が、小さな地域紛争でありながら、同時に、大学の自治とは何か、大学の社会的な使命と責任とはどういうことか、大学教員の不利益処分の場合の学内



報告する山本久雄先生

手続きは如何にあるべきか、学問・表現・思想・良心の自由とはどういうことか、個々の大学構成員がそれらについてどのような意識をもっているかと、といった大きく重い問題を大学一般に投げかけたからである。

およそ40年の歳月を経て振り返って見れば、この田川の処分は、大学の自治、学問・表現・思想・良心の自由、不利益処分の場合の適正手続きといった原則からして大いに疑問の余地があると言わねばならない。そこには、一面でそれら原則についての処分推進者の個人的意識・価値観の如何の問題もある。だが、ここで見落としてならないのは、この事件の背景に、おそらく当時の新制地方国立大学が共通に置かれていたであろう構造的状況とでも言うべきものがあったという点である。

当時、愛媛大学は、旧制松山高校を前身とする文理学部、師範学校等を前身とする教育学部、官立新居浜工業専門学校を前身とし、いまだ新居浜市にあった工学部、県立松山農科大学を国立移管してきたばかりの農学部の4学部で構成され、そのキャンパスもそれぞれ別であった。このうち、教員養成を目的とする教育学部は、他の新制地方国立大学の場合とほぼ同じように、入学者のおよそ8、9割が愛媛県内の高校出身、そしてその殆どが同県内の学校への就職を希望するという状況にあった。そういう状況のなかで、国立大学の教育学部とはいえ、現実には、教育学部にとってその卒業生を県内の学校に多く就職させることは大きな課題であった。そのため、学部当局は県教委幹部と定期的に就職に関する懇談会を開くなど、採用権限を持つ県教委と良好な関係を維持することに努めていた。また、当時、教育学部は特別教科（音楽）教員養成課程設置を要求しており（'59・4設置）、

事件当時はその最終局面にあつたが、そのための世論の喚起や、事実上の条件となっていた多額の「寄付金」の調達を、県知事を会長とする期成同盟会に依存するという状況にあつた。そのような時・県教委側から田川の行動に対する抗議声明を発せられたら、教育学部幹部としては、現実に、先ず、何を考えねばならなかつたであろうか。

工学部も、県との親密な関係の維持の必要性、県への依存という点では似たような状況にあつた。当時の工学部は全国的に整備拡充期を迎える、愛媛大学工学部も新学科の設置と松山への統合移転という課題を抱えていた。これらは、いずれも実質的に県の政治的財政的支援を不可欠としていた。県はそれに対して、工業立県の見地から、終始、協力的姿勢で臨んだといえる。とりわけ、統合移転問題の局面にはいるとその姿勢は鮮明となる。即ち、県議会がそれを求める意見書を採択し、国に働きかけるとともに、県知事を会長とし、県議会議員、県庁幹部（教育委員長、教育長を含む）、県下市町村長・議員代表、県内有力企業を「委員」とする期成同盟会をつくり、その事務局を県庁内に置いた。最終的に工学部移転は1963年8月に完了するが、それに要した2億3667万円のうち、期成同盟会の寄付金は1億3551万円にのぼつた。こうした動きの渦中にあつた工学部も、県との関係については細心の注意を払わねばならなかつたであろう。

大学を代表する学長の立場についても、然りである。

こうして、この事件は、当時の新制地方国立大学が、その財政的基盤の脆弱さのゆえにその拡充整備の多くを地元地方公共団体・企業の財政的政治的支援に大きく依存していたという状況、また、教育学部に見られるような、入学生卒業生の「土着性」のゆえに、先ずは地元での就職先の確保が現実の課題であり、その達成の成否が地元地方公共団体の機関（県教委）の意向に大きく左右されていたという状況を図らずも浮かび上がらせることとなつた。田川事件は、構造的には、こうした大学の「ひ弱さ」を背景にしたものと言えるが、それでは、その点は、現在ではどうなのであろうか。

1998年10月2日(金) 全国大学史資料協議会 1998年度全国研究会報告

松山東雲学園百年史編纂の経緯（私学と周年史）

学校法人松山東雲学園理事 元松山東雲中学・高等学校校長 西 村 拓

松山東雲学園百年史（通史編、資料編、各論及び写真集100年のあゆみ）編纂委員会（11名）は、創立百周年記念の年（1986年）を遡ること4年、1982年（昭和57）10月に結成された。

編纂の方針と目的

先ず最初編纂方針について協議し、既刊の周年史（10年、40年、70年、80年、90年）を踏まえ、その集大成としての百年史を編むこと、編纂は本学園の創立精神と教育理念の明確化及びその継承を目的とすることとした。

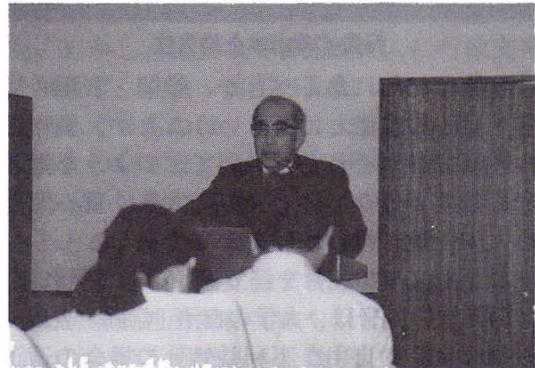
学園史編纂はいうまでもなく、その学園の教育の跡をたどることであり、10周年、30周年、50周年と、時どきの周年に当って、学園が実践して來た教育の軌跡をその都度振り返り、客観的な資料に基いて記録していくものであるが、私学における周年史は、その学園の創立者たちの掲げた精神（祈り）や教育理念が、どのように具体化され実践されて來たかということの自己点検と評価、そして、その自己採点によって、特色として輝いているものはこれを伸張し、未熟なるものはこれを補い、軌道修正の必要ありと考えられる場合は、正しい軌道に帰すことに意味があると考えなければならないのではないか。

特に、百周年という大きな節目における年史は、学園存立の基盤としての建学精神とその教育理念（松山東雲学園においては、キリスト教信仰と聖書の示す人間の生き方を目指して成長してゆく女性の育成）の明確化とその継承への意欲と自信とを育むにふさわしいものでありたいと念願した。

編纂の方法

さて、その方法については、

「編纂委員会で話し合った中に、歴史を作るのは人であるから、できるだけ人間中心に書くこと。それも創立者や彼を支え彼に続いた多くの理事者、教育者と、わが学園に学ん



報告する西村 拓先生

だ学生生徒たち、同窓生、PTA、後援会の方たちから、地域の人たちに至るまで、できるだけみんなが生き生きとして学園の歴史を編んでいった姿を書き残そうという願いがあった。

そのため、創立以来幸に残された資料はいうまでもなく、創立40周年記念「吾が校の歴史」、創立80周年や90周年に出版した記念誌の中の「思い出」、「挿話」、「主張」、折りにふれた「感話」など多く採用した。

しかも、それらは長過ぎないかと思われるところもあったが、敢えてそのまま取り上げた。人物を、ひいては歴史を彷彿たらしめるには、資料の事実から、教師の目から、そして、学生生徒の印象から、できるだけ多く、多角的に眺めたいと思ったからである。（百年史あとがきより）そして、年史の中の躍動する人物像から、後世のわれわれが、これを理解し、継承し、発展させて行くことを願い、中学生にも読み易いように記述はつとめてやさしくしようと努力した。

年表

学園史は通常、通史本文に編年年表が付されるが、本学園では年表を重視し、これを一覧するだけでも教育の歩みが読み取れるようになるとし、通史本文（905頁）と略年表（323頁）に分けて、略年表に多くの頁を當て

た。そして、年表は上段に「学校の営み」を、中段に「教育の歩み」を年代順月日順に入れ、下段を「社会の動き」として国内外の情勢と対応させた。

年史資料の整理

学園資料は1945年（昭和20）の松山市空襲の際に多くを消失したが、幸に重要資料といえるもの（創立当初からの写真アルバム、理事会資料（和文及び英文）、創立者の書簡、原稿、アメリカンボード（アメリカの海外伝道担当局）関係資料、学校日誌、教育活動記録、生徒自治会記録、校友会報、雪びら（学校広報紙）、県及び市との交換公文書等が残っているので、これら原資料の大部分を3部ずつコピー取りし、重要度に従ってA資料、B資料、C資料に分類、さらに、A資料の中から資料編に載せたいものを選別した。資料編ができるだけ多く掲載したかったが、頁数の関係で1353頁にとどめた。20章530項目となった。

時代区分

学園史百年といっても、実は非常に長い期間である。その長い年月の間には、学園は国内外における時代の趨勢に大きく影響を受けながら生きてきた。隆盛を極めた時もあるし、また困窮に苦しんだ時もあって平坦な道程ではなかった。それ故に時代区分はその起伏や振幅に応じておのずから明らかになり、協議の結果次のように分けた。

黎明期	1549年（天文18）～1885年（明治18） キリスト教伝来から創立年前まで
草創期	1886年（明治19）～1889年（明治22） 創立年から大日本帝国憲法公布まで
受難期	1890年（明治23）～1906年（明治39） 教育勅語発布から初代校長辞任まで
確立期	1906年（明治39）～1931年（昭和6） ミッション移管から満州事変まで
試練期	1931年（昭和6）～1945年（昭和20） 満州事変から敗戦まで
復興期	1945年（昭和20）～1961年（昭和36） 新憲法公布から日米新安保・ジレット 校長逝去まで
流動期	1961年（昭和36）～1976（昭和51） 生徒急増期から創立90周年まで
拡充期	1976年（昭和51）～ 高等教育の拡充

この時代区分を概観してみると、本学園では、歴代校長学長の在職期間に相応する。

区分された各期毎に取り上げる記載項目は、これこそ百年史の内容そのものであるから、実に長時間をかけて委員会討議を行い、取捨選択、添削補逸を繰り返して38章148節を数え、掲げた項目は426となった。

編纂作業

資料蒐集に関して、学園に保存された資料以外に、学園が関係している大学・学校（同志社、神戸女学院、関西学院、東北学院、高校姉妹校の松山城南高校等）、教会（旧組合教会系の松山、今治、古町、高梁、岡山、宇和島等）、国立図書館、県・市広報文書課、及びUCBWM（United Church Board for World Ministry）等から資料を得、また、七一雑報、上毛教界月報、婦女新聞、女学雑誌等の復刻版を参考にした。

とくに、年表作成については、創立80周年以後の各資料より毎日の出来事をB5判カードに整理し、20年間のカード約7200枚を作り、別にまた、創立時より百年に亘り、学園に関する直接間接の事項を切り取り、年月日順に1日1頁として糊付け整理した。現在ではコンピューター化され得るものと、当時根を込めて36冊のファイルとしたのであったが、膨大な量を目の前にして感慨深いものがある。

今後の問題

百年史編纂を期に、創立時より残存する古資料及び学園外より鋭意蒐集した各種資料の整理は、かなりできたものの、これを整理保管して今後の研究に役立てる資料室が設置されていない。委員会では現在倉庫に保存してあるものを「学園史資料室」として独立させ、専任者の配置と研究調査に便する資料分類書庫と研究室の完備を計画、さらに四国最初の女学校として誕生した学園にふさわしく、これを拡充して、特に四国女子教育に関する資料を集め展示する研究センターの役割を持つ規模にまで発展できるよう、学園当局に願っている。

それは学園史資料蒐集と年史編纂が、単に過去の追憶ではなく、学園の将来に向かってその教育理念の展開と実現を目的としているからである。

全国大学史資料協議会

1998年度総会ならびに全国研究会参加報告

中央大学広報部大学史編纂課	松崎彰
立命館百年史編纂室	西川賢
学習院大学史料館	桑尾光太郎
神戸女学院史料室	佐伯裕加恵
福岡大学大学史資料室	後藤正明

1998年9月30日(水)から同10月2日(金)の3日間、愛媛大学において全国大学史資料協議会の総会と全国研究会が開催された。

総会開催に先立ち、9月30日13時30分より愛媛大学法文学部大講義室において、東西両部会幹事会による役員会が開催され、部会活動報告と本年度の活動計画他の議題が審議された。その結果、協議会の英文名称を「The Japanese Association of College and University Archives」と変更する件およびケニス・スマス氏の講演記録出版を共同事業とする件が了承されるとともに、協議会規約第6条3にもとづいて会長校・副会長校の交代が実施され、会長校に桃山学院、副会長校に神奈川大学、事務局校に関西大学をそれぞれ選出した。なお、これらの決定事項は、引き続き開催された総会に報告され、了承された。

総会は、同日15時より愛媛大学法文学部大講義室において開催された。出席者は東西両部会あわせて38大学(54人)および12個人会員・顧問1人の計67人を数え、主催部会の事務局として関西大学の熊博毅氏が司会を担当して、開会を宣言した。続いて、会場校を代表して愛媛大学の鮎川恭三学長が挨拶に立ち、大学における年史編纂と資料保存の重要性を強調された後、議長の選出に移り、福岡大学の後藤正明氏を議長に、慶應義塾の東田全義氏を副議長に選出して審議を開始した。はじめに、上記の役員会決定事項が報告され、満場一致で了承された。これにより、新会長校以下の人事が確定したため、会長校の挨拶に移り、新会長校となった桃山学院西口忠氏から、東西両部会の相互協力と切磋琢磨で活動を充実させていきたいとの就任挨拶があった。また、西日本部会事務局校(関西大学熊博毅

氏)・東日本部会事務局校補佐(中央大学松崎彰)から、東西両部会の本年度事業計画が報告された後、審議を終了した。

総会終了後、15時30分から島津豊幸氏(松山大学法学部)を講師として講演会を開催した。島津氏は「旧制松山高校と地域社会」の演題で、学校史の分析視角として、地域社会と学校との関連を追究することの重要性を強調された。講演会に統一して、高瀬志保氏から愛媛大学年史資料展示(同大学図書館)の紹介と説明を受け、各自自由に見学した。

同日18時から、愛媛共済会館において研修懇親会を開催した。成山雅康氏(龍谷大学)の開会の辞にはじまり、内田九州男氏(愛媛大学法文学部)の会場挨拶の後、竹市知弘氏(東日本部会顧問)の乾杯の発声によって開かれた懇親会では、松崎彰(中央大学)の司会進行のもと、各会員の近況報告や新任の挨拶がおこなわれ、終始和やかな雰囲気の中で親睦を深めた。閉会の辞は、澤木武美氏(神奈川大学)であった(出席者74名)。

翌10月1日10時15分より、愛媛大学法文学部大講義室において全国研究会を開催した。はじめに、山本久雄氏(愛媛大学教育学部教授)が「田川事件顛末」の演題で報告をおこなった。田川事件とは、1958年8月に愛媛県教委が主催した教員研修会の阻止行動に参加した愛媛大学の教官が、国家公務員法違反で処分された事件である。山本氏は、配布史料にもとづいて事件の経緯を概観し、文部省・愛媛大学評議会・同教官会議・日教組他の立場と主張を論証した上で、この事件を、(1)国・県レベルでの勤務評定問題をめぐる政治的対立が反映された「局地紛争」としての性格をもっていた点、(2)新制地方国立大学に内在し

ていた財政基盤の脆弱性と「自らの存立基盤である筈の普遍的な原理・価値（学問の自由、大学の自治、公正、処分の際の適正手続き等）との矛盾が反映されている点、の2点から分析する必要があると位置づけた。報告後の質疑応答は、主に田川事件や学生運動等を年史中にどう記述していくのかという点をめぐつて展開し、愛媛大学では「事実として書く」基本方針であるとの説明があった。

山本報告に続いて、本年度より新たに始まった分科会討議に移った。まず、西川賢氏（立命館百年史編纂室）が分科会方式の全体的な位置づけをおこない、その趣旨を、(1)全員のより主体的な参加を保証する、(2)研究したいテーマに集中できる、(3)相互交流を深め、日常的な交流にも繋がるようにする、の3点から説明された後、同日13時より以下の3分科会に分かれて討議を開始した。

第1分科会 「年史編纂に関する分科会」
参加21人

第2分科会 「年史資料の収集・保存に関する分科会」 参加33人

第3分科会 「年史資料の公開・展示に関する分科会」 参加14人

討議終了後、再び一堂に会して全体総括をおこない、各分科会の記録者である桑尾光太郎氏（学習院大学）・佐伯裕加恵氏（神戸女学院）・後藤正明氏（福岡大学）の3氏が討議内容を報告した。なお、西川・桑尾・佐伯・後藤4氏の報告については、本号に収録した各氏の寄稿を参照されたい。

最終日の10月2日は、10時に松山東雲学園100周年記念館に集合し、同校の百年史編纂事業の実態をお聞きし、資料展示を見学した。はじめに、西村拓氏（学校法人松山東雲学園理事）が「松山東雲学園百周年史編纂の経緯」を報告し、同校の沿革や百年史編纂の経緯及び年史資料の整理の概要を説明された後、古谷直康氏（松山東雲中学・高等学校教諭）の報告「松山東雲学園百周年史分析の視角」により、同校百年史の基本的な編集方針や約300頁にも及ぶ詳細な年表を総論編（通史）に付した経緯と目的、記録を残すことの重要性等のお話をうかがうことができた。資料展示では、学校日誌他の重要資料が多く公開され、将来的には「キリスト教女子教育センター」



1998年度総会（9月30日）

の役割を果たす研究資料室の設置を目指すことであった。そして、松山東雲学園見学後、自由参加で松山城跡を散策し、全国研究会の全日程を終了した。

最後に、会場校として総会・全国研究会の開催を応援してくださった、鮎川恭三氏（愛媛大学学長）・内田九州男氏（同法文学部）・山本久雄氏（同教育学部）・和氣坂ハナミ氏（同事業局庶務課50年史編集室）・島津豊幸氏（松山大学法学部）・森松綾子氏（愛媛大学）・美濃子谷知行氏（同）・熊谷広行（同）・坂口由希子氏（同）・藤木渉氏（同）・西村拓氏（松山東雲学園理事）・妹尾穎一氏（松山東雲学園）・吉谷直康氏（同）・高尾哲氏（同）の各氏と、西日本部会会員として会の運営全般にご尽力くださった高瀬志保氏（松山大学事業局庶務課50年史編集室）に、心から御礼申し上げます。（松崎）

*参加校

〈西日本部会〉 17大学（24人）+4個人会員
大阪音楽大学・大阪国際学園・大阪商業大学・大谷大学・関西大学・関西学院・甲南学園・神戸国際大学・神戸女学院・西南学院大学・同志社・同志社女子大学・梅花学園・広島大学・福岡大学・桃山学院・立命館・龍谷大学・折田悦郎・高瀬志保・富岡勝・原登久雄

〈東日本部会〉 21大学（30人）+8個人会員
+顧問1人

学習院大学・神奈川大学・慶應義塾・国際基督教大学・実践女子大学・成蹊学園・専修大学・拓殖大学・玉川大学・中央大学・津田塾大学・東海大学・東北学院・

東洋大学・日本大学・法政大学・宮城学院・武蔵野美術大学・明治大学・立教大学・早稲田大学・上田敏代・神谷智・谷本宗生・徳江さやか・戸部和夫・中野実・中村治人・竹市知弘
総計=38大学（54人）+12個人会員+
顧問1人=67人

分科会討議の素材（発題）

今回の研究会で分科会を実施しようということになったのは、①全参加者に発言の機会を保障できること、②自分の研究したいテーマに集中できること、そして③会員相互の交流をより深めたいという運営委員会の考えによるものですので、その趣旨を生かしていただければ幸と存じます。

初めての分科会ですので、その運営は経験交流を中心とするとともに、テーマは巾をもたせて進めていただければ話は弾むのではないかと思います。意見の相違が出てきた場合も論点を明らかにしておいて研究課題とし、次回以降に繋げていければと思います。

「発題」という仰せ付けですが、私には整理する能力はありませんので、話の素材として、皆さんからご提出いただいた「分科会参加希望アンケート」に書かれているものをそのまま別紙に要約させていただきました。これに基づいて各分科会テーマに沿って区分けしたのが報告レジュメです。

なお、運営委員会からは、各分科会を通じて大学資料室（アーカイブス）の意義、目的、役割などにも触れていただきたいとの注文がありますので各大学等の事情に即してご発言願えればと存じます。「年史」刊行や資料展示・公開の意義などをどう考えるかも重要な問題だと思います。

年史編纂そのものについては最近のものは、京都大学の経験が会報に載せられていますし、早稲田大学や関西大学の『紀要』にも詳細な経験が報告されています。資料保存や公開展示に関してはあろうかと思いますが、以下「アンケート」で指摘されているテーマを中心に提起させていただきます。

第1分科会「年史編纂に関する分科会」に

関しては、①年史編纂業務の組織や人的構成、予算などの問題、②聞き取り調査や共同研究を含む研究・調査活動のありかた、③編集・刊行過程そのもので生じてくる諸問題、さらには④刊行後の資料保存と活用の大切さなどが指摘されています。④は第2分科会のテーマでもありますが、刊行から保存の体制に移る時の大切さが指摘されているように思います。また⑤通史以外の記念誌や写真集などもこの分科会のテーマとなるでしょう。

第2分科会「年史資料の収集・保存に関する分科会」に関しては、①資料室の位置づけ、②文書規程（収集・保存・公開の規程）の必要性などとともに、③実際の保存のための技術的な問題や環境・条件－文書・書籍をはじめ、写真・物・音声・映像にいたる多種多様な資料の保存が課題になることがあげられます。④さらには今日の情報機器の発達によるデータベース化、デジタル化から情報通信に至るまで、大きなテーマとしてあがってきています。既に実用化しておられるところも多く、その経験交流は関心の的となっているといってよいでしょう。

第3分科会「年史資料の公開・展示に関する分科会」では、①公開のあり方が、「情報公開法」「知る権利」「開かれた大学」などの観点から検討される必要があります。②公開・展示に欠かせない資料館の設置の意義を全学に如何に認識してもらうかということや、③その施設・組織体制・規程なども重要なテーマとなっています。④また、展示・保存に関しては独自の技術的な問題も伴います。

以上、特定の「題」にしほれず、風呂敷を全部ひろげましたので、却ってやりにくくなつたかも知れませんが、皆さんのご協力と司会者の力量で分科会を成功させて頂きたいと存じます。（西川）

第1分科会

「年史編纂に関する分科会」の記録

まず19名の参加者が自己紹介をおこない、それぞれ現在取り組んでいる年史編纂の概要

(刊行物の構成・刊行期日・編纂内容・委員会や執筆者の構成・予算等)、業務の問題点、今後の計画などについて述べた。現在年史編纂が進められている大学が14、すでに編纂事業を終え、資料保存や組織整備などが当面の課題となっている大学が5という構成だった。また職員と教員、作業の進行調整を主な業務とする者・執筆に参加する者といったように、さまざまな職種や業務内容の参加者が集まつた。次いで西口忠氏(桃山学院大学)の司会進行により、自己紹介と事前に行われたアンケート調査の回答をふまえながら討論が行われた。

執筆編集上の問題点としては、①分担執筆の場合、重複や内容の食い違いをどのように処理するか ②執筆内容の責任はどこが負うか ③聞き取り調査で得た情報をどう生かすかなどが話題となった。内容に対する責任の所在については、執筆者の業績となるように配慮したが著作権は大学にあるという例や、編集上の責任者として主管をおき、委員会から出た原稿を修正する例が紹介された。また私立大学の場合、記述にある程度経営陣の意向が反映されるという意見も出た。

刊行物の構成については、部局史編の場合各部局に執筆を依頼し、集まつた原稿を編纂室がとりまとめる大学が多かった。部局史については歴史価値や評価の要素を抜きに執筆してもらい、大学の理念等については通史編で扱うなど、通史と部局史との性格を明確に分けたことが編纂の能率化につながった例の紹介があった。執筆担当の委員(教員である場合が多い)に、いかに責任をもって作業を進めてもらうかは、多くの大学で苦心していた。委員全員で原稿読み合わせを行うことによって、委員が全体の内容を理解し期限に対する責任感も生まれたという例や、執筆者が原稿を執筆する前に一度内容報告を行う例などが紹介された。

写真集の編纂に関しては、業者に編集を依頼した例や、写真収集の時点で聞き取り調査を積極的にすすめた事例、大学紛争時の写真的取り扱いへの注意などが話題となった。

編纂物刊行にいたるまでの作業上の注意点としては、漢字とくに人名表記・フロッピー入稿をした場合の校正、目次・関係者一覧・

図録・巻末資料などに対する配慮、本文と年表との記述のずれなどが指摘された。このほか執筆者への報酬(原稿料)の設定や、編纂室から資料室への移行の問題などが話題となった。

今回の分科会は自己紹介で用意した時間の半分以上を費やし、討論でも各校の事例が紹介されたため、討論全体を通して一つの見解に結びつく方向には向かわなかった。互いの苦労話を紹介しあつたといえばそれまでだが、それぞれの参加者が各校の事例(成功したケースや失敗したケース)や現在抱えている問題等を知り、業務をすすめる上での参考材料として役立てることができれば、分科会の意義は大きいといえるだろう。(桑尾)

第2分科会

「年史資料の収集・保存に関する分科会」の記録

第2分科会のテーマは史料の収集と保存という史資料室の根本問題を扱つたものであるため、各校の関心も高く、参加者が33名と3つの分科会の中で最も多数となった。そのため、開始前の予想通り、話題は多岐にわたり、参加者全員の自己紹介と史資料室の現状報告と問題提起のみで予定の時間を大幅に超え、具体的な討論には至らなかつた。現状報告の中には、他の分科会のテーマと重なるものも多数あったのでその部分は割愛し、この時提起された史資料の収集と保存についての課題と問題点について報告する。

ポイントは以下の2点に分けられる。

まず第1点は史資料の調査・収集の問題について。学内文書が継続的に集まらないということは各校ともにかかる問題といえる。学内の協力が得にくいため、史料の有無さえわからない場合があり、収集のシステムをいかに作っていくかが課題となっている。さらに史料をめぐって図書館他関連機関との関係を明確にする必要もある。どこが何を受け入れるかの明確な基準作りが必要となる。

第2点はコンピュータ利用の問題である。事務のコンピュータ化に伴つて史料管理の方法としてのOA化が始まつてゐるが、すでに

着手しているところもまだ様子をみているところも共に有効な方法を探っているというのが現状のようである。具体的にソフト名をあげている学校がある一方で、デジタル化を進めることは難しく、誰にでも簡単に使えるシステム作りを模索している学校が多いこともわかった。

以上の現状報告を受けて、第2分科会ではワーキング・グループを作つて問題点を整理し、来年度の全国研究会で報告を行ない、これをもとに審議を深めていこうということになつた。そこで以下の3つの課題についてそれぞれ担当者が決まった。

①史資料の調査・収集をめぐる諸問題（担当は明治大学・鈴木秀幸氏）、②史資料整理とコンピュータ利用の可能性をめぐる諸問題（担当は関西大学・福井智佳子氏）、③組織的な史資料保存の体制に関する諸問題（担当は谷岡学園・新井芳則氏）

テーマに関する資料やご意見を各氏宛てお寄せ下さるよう会員各校にご協力をお願ひいたします。（佐伯）

第3分科会

「年史資料の公開・展示に関する分科会」の記録

第3分科会は、「年史資料の公開・展示に関するテーマ」について司会者熊氏（関西大）の進行により参加14名で行われた。

（○印は各校から出された問題点や事例）

まず資料の公開について、そして、その後情報公開法に関する討議がなされた。

○資料公開に関するワーキングブックが出来た。当方も史料室を整備して、理念的な意味で史料を公開しなければならない。特にヨーロッパのアーカイブズでは30年経つたら現用文書を見せるのは当然で、日本（文部省）の情報公開法の場合、歴史資料も公開となると逆ではなかろうか。

○文書規定に史料公開と利用を原則としてうたっている。今後、法制定されれば正当な（論文・調査）手続きで公開可能。しかし、利害で利用されるのは問題。最近、廃棄文

書を収集したが、当部署と焼却処分としての契約書を作つた。その際、個人名は公表せず、学外持出禁止とした。

○原則として研究の上では資料を公開。教職員の名前は『百年史』に出した。これもケース・バイ・ケース。

○資料の収集、そして整理保存を考えるとき、公開となると資料が集まらなくなるのを危惧する。

次に個人資料の公開について討議がなされた。

○個人の学籍簿は、管理されて初めて公開。研究を対象としたら、何でも公開するのか。ロンドン大は、80年で公開している。名簿でも公開出来ないのではないか。

○明治の初年から30年代まで、個人資料は公開されているが、マイクロで学籍も販売している。なお、適格者審査の研究発表では、口頭のみの発表にしてもらった。

○個人が死んでから50年経たないと公開できないのではないか。

○資料をマイクロに撮つたが、英文資料は翻訳せずに公開する。

次いで展示についての討議に移つた。

○1996年にアートギャラリーのスペースができた。問題は、スペースである。

○同窓会に3日間展示一式を貸したところ、延べ500人の方に見てもらった。展示場所が問題だ。

○3年前から同窓会の談話室で常設展示を実施。5年前から年1回、図書館で学生を主に地域にも公開して展示している。

○1996年10月、60周年記念館5階に展示コーナーを設置。今、写真パネルや物品を展示。

○シンボルの建物の中の展示は管理面で学生の利用が難しいので検討中。

○旧図書館の建物を利用して常設展示。ガラスケースの中身は、レプリカ展示である。

以上、総括するならば、資料公開については、情報公開法が一人歩きしている中で、原則でしか対処出来ない大学が多く、まだまだ大学では、個人の情報・資料の公開が難しいと言える。また展示については、場所の選定が一番問題となった。（後藤）

1998年度11月24日(火) 研究部会・講演会

歴史資料の保存・利用問題 —司法資料をめぐる日本とイギリス—

中央大学文学部教授 松尾正人

① 歴史資料の保存・利用について、近年、司法資料とりわけ廃棄の危機に直面した民事判決原本の保存・利用問題が注目されている。この民事判決原本の保存・利用を目的として、昨年から新たに「国立公文書館法」(案)の制定が推進されるようになった。だがこの間の議論で、日本における司法資料の保存・利用の立ちおくれ、公文書館制度の限界などの課題が指摘されている。ここでは、民事判決原本保存・利用運動のこれまでの経緯、「国立公文書館法」(案)の具体化の経緯とその課題を指摘し、あわせてイギリスにおける司法資料の保存・利用の現状について述べたい。イギリスのパブリック・レコード・オフィスに所蔵されている日本関係司法資料を紹介し、それらを通じた研究の一端についても言及してみたい。

② 民事判決原本の廃棄問題は、最高裁判所が1992年(平成4)1月に、それまで永久保存とされてきた判決原本を「50年」保管にあらためたことに端を発している。その保存については、竹澤哲夫「裁判記録をどう残すか」(『記録と史料』第3号)や同年11月の全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)大会で議論され、翌1993年1月に「司法資料の保存を考える会」が組織された。同会の中心となったのは、全史料協・日弁連・地方史研究協議会などで、4月に「司法資料の保存・活用に関する要望書」を作成し、それを最高裁判所・日本学術会議などに提出している。11月には司法問題フォーラムが開催され、活発な議論がかわされた。

一方、この民事判決原本廃棄の危機に対しては、国立大学法学部の民事法・法制史関係者が中心となって「判決原本の会」を組織し、やはり保存運動をすすめていた。同会は最高裁と困難な折衝をかさね、最高裁は1993年

(平成5)12月、国立10大学に民事判決原本を移管することを公表している。「判決原本の会」関係では、移管をうける10大学に京都大学を加えた11大学の法学部長が「判決原本の一時保管に関する連絡会議」を結成した。この連絡会議の幹事会の努力で、翌94年7月に各大学法学部長が最高裁とのあいだに合意書を取りかわし、判決原本の受入れを行っている。これらの大学は1995年(平成7)7月までに判決原本の受入れをほぼ完了した。国立10大学に移管された判決原本は、ダンボール6568箱で、書架の長さにすると延べ2200メートルになった。保管場所は、主に大学附属図書館と教官研究室である。各大学の受入れおよび保管の現状に関する9月10日段階のアンケートによれば、保管はダンボールに入れたまま書架にならべられ、一部の大学では背表紙が見れるように配置されている。原本の状態は、一部に劣化損傷を生じているが、概して良好であるという。遮光・防虫・除湿についても努力がはらわれているが、予算などの関係で今後の課題となっている場合も見うけられるようだ。

もっとも、このような10大学での保管は、緊急避難的な3・4年間程度と予定された。それゆえ、「判決原本の会」は、新たに「判決原本保存利用研究会」を組織し、文部省科学研究費を得てその保存や利用のあり方を学問的に検討してきた。同研究会には、「保存対策分科会」「プライバシー分科会」「データベース分科会」「外国法制分科会」「恒久計画分科会」の5分科会が設けられている。10大学の判決原本受入担当者あるいは各分野の研究者が加わっており、それぞれの課題に取り組んだ成果の中間報告は、『ジュリスト』第1078号の特集「判決原本の保存・利用とプライバシー」に詳しい。



講演する松尾正人先生

③ 民事判決原本の国立大学法学部への移管は、その廃棄をくいとめることに成功したとはいえ、残された課題は少なくない。中心となる4点をあげると、まず第1は、国立大学における保管が、緊急避難的な3・4年間程度と予定され、それ以降の保管の見通しが立っていないことである。第2は、今回の保管分が明治初年から1943年（昭和18年）12月までの判決原本であり、それ以降の原本の簿冊についても、最高裁での50年の保存年限が過ぎればやはり廃棄の対象となることから、その継続的な受入れが急務な点である。第3は、保存だけでなく閲覧・利用のための体制を作らなければならない今後の課題である。そして第4は、民事判決原本だけではない訴状・答弁書・尋問調書、および検察文書などの裁判資料全体に対する保存・利用の配慮が必要なことである。

この点、前述の「判決原本の会」では、これまで日弁連や歴史諸学会をまじえたシンポジウムあるいは懇談会の場を設け、恒久的な保存・整理のあり方を模索してきた。同会では、主に判決原本に限った保存を当面の課題とし、司法資料センターや司法公文書館の設立を検討している。このシンポジウムや懇談会では、関係諸学会の意見交換と現実的な方向へ向けた調整が続けられてきた。

だが、司法資料センターや司法公文書館設立構想については、近年の財政悪化の状況にもなって、きわめて困難な様相に直面している。国立大学の3・4年の保管期間内に司法公文書館を具体化させることは、ほとんど不可能に近い。その上、司法公文書館となれば、やはり民事判決原本だけでなく、その他

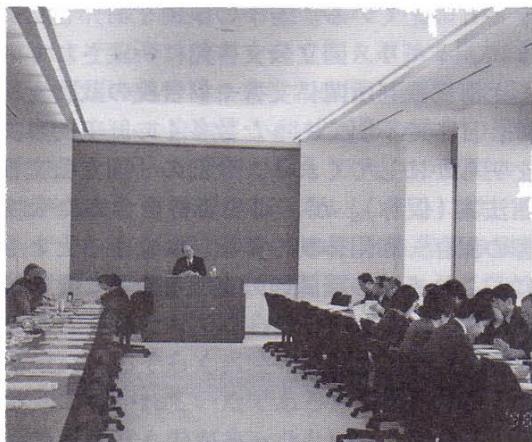
の司法関係記録や刑事裁判などの司法資料全体の保存・利用の問題が放置できない。いずれにしても、司法公文書館については早急な具体化が困難であり、それに代わるなんらかの対策が急がれるようになった。

そのような事態にともない、近年、国立公文書館の権限拡大をめざした議員立法を具体化させ、国立公文書館に判決原本を保存させる方策が模索されるようになった。これまで国立公文書館が行政文書の保存・利用に限定されていたことから、それをあらためて司法資料にまで範囲をひろげようとする方策である。この議員立法への動きは1996年秋ごろから検討されたようだ。同年末には、議員立法を推進する議員と「判決原本の会」関係者との会見がかさねられ、翌年11月には議員立法推進委員会の中にワーキング・グループが組織されている。このワーキング・グループは、文部省や国立公文書館などからヒアリングを行い、参議院法制局とも相談をかさねている。そして、1998年春には、「国立公文書館法（仮称）」が準備されるに至った。

この「国立公文書館法（仮称）」の骨子（案）は、第一の1の「設置」で「総理府に、国立公文書館を置くこと」とし、2の「所掌事務」で、国の「公文書等」を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究および公文書館に対する情報の提供、研修その他の事業を行い、あわせて総理府の所管行政に關し図書の管理を行う機関としている。第二の1の「国の公文書等の保存」では、「国の機関は、公文書等の保管を終了するときは、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館において保存されるために必要な措置を講ずるものとすること」と定められた。すなわち「国立公文書館法（案）」は、総理府本府組織令で規定されている現在の国立公文書館に対して、その設置根拠を法律に格上げすること、その権限・職務を拡大することを目的としている。具体的な組織についても、「判決原本の会」関係者が「民事司法公文書課（仮称）」の設置を模索しており、国立公文書館つくば分館の新設とあいまって、司法文書の受入れと保存・利用体制を前進させようとした方策といえる。

この「国立公文書館法案（仮称）」の議員

立法化の動きに対し、全史料協・日弁連・日歴協・地方史研究協議会などの有志で組織する「関東司法資料保存研究会」は、「判決原本の会」の青山善充氏や日弁連関係者からそれを知られ、1998年（平成10）4月10日に急ぎ会合を持った。そこで「国立公文書館法案（仮称）」の骨子（案）の検討を行い、ついで各学会や関係者の意見を集めることに着手した。とりまとめた「国立公文書館法案（仮称）」に対する意見書は、国立公文書館の権限を明瞭にすること、同館に移管される公文書の種類を「司法、行政、立法」と明記することを求めたもので、4月28日に青山氏へ送付している。



明治大学リバティタワー23階会議室

このような「国立公文書館法案（仮称）」を議員立法で制定しようとする動きは、近年の情報公開法制定あるいは独立行政法人化の動向とあいまって、その成否が判然としない。だが、同法の制定が、史料保存や文書館運動にあたえる影響は少なくない。この点、「国立公文書館法（案）」は、これまで指摘してきた国立公文書館の課題を克服する法となることが求められる。司法資料については、それが国立公文書館に適切に保存され、公開・利用が十分に確保されることが必要である。判決原本に限らない民事裁判資料、および刑事資料の保存・整理・利用の確立が重要となる。立法・司法の資料が円滑に移管され、30年原則にそって公開されるための十分な法的整備が望まれる。また裁判資料がそれぞれの地域の歴史・社会・生活を反映したものであることを考えると、その保存・利用については、国立公文書館と地域の公文書館とのあい

だの連携も重要である。さらに、国立公文書館での適切な専門職の配置、その権限強化などが急務である。「国立公文書館法案（仮称）」については、その制定が望まれるとともに、あわせて同館の充実が急務の課題となっている（拙稿「司法資料問題と公文書館」「地方史研究」275号）。

④ ところで、司法資料については、アメリカ・イギリスなどの諸外国では、公文書館が保存・利用の中心的機関となっている。アメリカでは、裁判書・事件の索引・訴訟事件簿などの訴訟記録が一般に永久保存とされ、多くは裁判所での25年の保存期間を過ぎると国立公文書館に引き継がれている。イギリスでは、判決書・正式起訴状・重罪事件の訴訟記録などが永久保存とされ、原則として30年の裁判所保存期間が過ぎると、やはりその多くが国立公文書館に保管されている。ドイツの場合、死刑または無期の裁判文書と訴訟記録が検事局で永久保存とされるが、歴史的価値のあるものについては、公文書保管局に引き継がれるという。

このような裁判資料が、過去の裁判の復元だけでなく、歴史や社会・文化・風俗などの諸研究に活用できるかけがえのない資料であることは、周知の事実である。ちなみに、イギリスの国立公文書館には、日本関係の裁判資料が数多く保存され、そこから日本国内の史料では不明であった事実が明らかになる。幕末・明治期の大半が、日本側に外国人の犯罪に対する裁判権がない不平等条約期間であつただけに、裁判の多くが外国人に有利で、控訴した場合の裁判所は上海、さらにはロンドンとなつた。ロンドンのキューガーデンの国立公文書館には、それらの裁判資料が保存されている。

一例をあげると、箱館の領事裁判の判決に限ってもそれを不服として上海総裁判所に控訴した事件は、1870年（明治3）7月から12月までの半年間に8件が数えられ、その内の1件は弘前藩、2件は秋田藩の関係である。弘前藩の場合は、小銃購入を目的としてイギリス商人ポルトルに手渡した手付金の返還を求めて、上海総裁判所に控訴していた。同藩は1868年（慶應4）3月に、2000挺の小銃を購

入しようとして、手付金1万5000両の内の8000両をポルトルに支払い、さらに箱館運上所証印の7000両の手形を渡したが、小銃を入手できなかつたのである。弘前藩はポルトルに返金を求めて訴え、箱館領事ユースデンは被告のポルトルの責任を認めて、手付金から弾薬代を差し引いて返却するように命じていた。だが、ポルトルは領事裁判の結果を不服として明治3年12月に控訴し、上海総裁判所はポルトルの言分を認めて手付金の返却を不用と判決している。弘前藩は手付金を取りもどすことができず、さらにこの事件は、ポルトルが弘前藩と政府の箱館裁判所が発行した手形をフランス商人に転売したことから、その保証をめぐる日本政府とフランス商人との裁判にまで至った。このイギリスの国立公文書館に所蔵された上海総裁判所の資料からは、武器輸入をめぐる領事裁判の事例のみならず、弘前藩の小銃輸入の経緯、戊辰・箱館戦争をめぐる外国商人の暗躍、不平等条約の実態が解明できるのである(F.O.656/35文書)。

また、同様な日本関係の裁判資料は、イギリス国立公文書館の枢密院文書のなかにも存在する。その事例となるのは、1893年(明治25)のいわゆる千島艦事件の関係文書である。同事件は同年11月、砲艦千島艦が瀬戸内海でイギリスの商船ラベンナ号と衝突し、沈没して70余名の犠牲者を出した事件である。日本側は、ラベンナ号を所有するPO汽船会社に対して損害賠償85万円を要求したが、逆にPO会社は沈没した千島艦に責任があったとして反訴した。横浜の領事裁判はPO会社の反訴を不当として却下したが、PO会社は上海総裁判所に控訴し、そこでは逆にPO会社側が勝利している。そのため、日本政府は弁護士岡村輝彦に全権を委任して、イギリス枢密院に上告したのである。同裁判関係史料は国立公文書館の枢密院関係史料のなかに残されている。イギリスの裁判史料が、日本史研究の未知な部分を明らかにする恰好な史料であることを教えてくれるのである。

⑤ 民事判決原本の廃棄がかろうじて阻止された現在、その恒久的な保存・利用体制をとのえることが急務な点はくりかえすまでもない。近年、そのような現状の打開策として

議員立法化が模索された。国立公文書館に司法資料を保存・整理させようとする「国立公文書館法案(仮称)」である。

国立公文書館については、これまでその収集・保存が行政文書に限られていること、司法・立法関係文書や私文書に関する保存体制が不十分なこと、あるいは各省庁からの文書移管に対する権限が不足していること、専門職員の強化が必要なことなどが指摘されてきた。しかし、国立公文書館がたんに行政文書に限らず、立法・司法の文書の保存・整理に關係しているのは、世界の大勢である。司法資料については、多くの国が裁判所や公文書館あるいはその両者の共同で保存・利用体制をととのえている。若干の事例を紹介したように、イギリス国立公文書館に所蔵されている上海総裁判所関係文書や枢密院の裁判資料は、日本で不明であった数多くの歴史的事実を明らかにしてくれる。今回の「国立公文書館法案(仮称)」が、司法資料を含めた公文書の保存・利用体制の整備につながるとともに、これまでの諸課題の克服となることを願いたい。

一 明治大学歴史展見学一

11月24日(火)の研究部会(松尾正人先生の講演)終了後、明治大学リバティタワー竣工記念イベントの一つとして同タワー23階岸本辰雄記念ホール等で開催されていた「明治大学歴史展」を明治大学歴史編纂事務室の方々の説明により参加者全員で見学した。



1999年1月29日(金) 研究部会(見学会)報告

渋沢史料館見学記

東海大学資料室 名本光男

さる1月29日に開催された第14回研究部会は、北区王子飛鳥山公園内の渋沢史料館の見学会であった。渋沢史料館は、1998(平成10)年に開館した本館と渋沢栄一の旧邸「曇依村莊」内でかろうじて戦災を免れた、「青淵文庫」、「晩香廬」(この2つの建物は東京都の歴史的建造物に指定されている)からなっている。当館の施設はすべて、北区飛鳥山公園の一部に組み込まれ、隣接する「北区飛鳥山博物館」、「紙の博物館」とともに「飛鳥山三つの博物館」を形成している。

史料館の見学に先だって、渋沢栄一の生涯を大まかに理解するためのビデオを30分ほど観賞。このビデオは、見る者があたかも自分の足で渋沢の足跡をたどっているかのように編集され、ひかえめな内容で好感を覚えた。ビデオの観賞の後、参加者は3つのグループに分かれて、学芸員の井上、小林、五十嵐、各氏の案内で史料館の施設を見学した。見学にあたっては、一つの施設で複数のグループが同時に見学することのないようにコースを設定していただいたので、各施設をじっくりと見学することができた。

私は渋沢栄一のビデオを観賞後、五十嵐氏の案内で、まず本館の正面に位置する青淵文庫を見学。青淵文庫は渋沢栄一の80歳のお祝いと男爵から子爵への昇格のお祝いをかねて、竜門社が寄贈した建物だという。建物の内装や外装には、渋沢家の家紋である「丸に違い柏」をデザインしたタイルやステンドグラスが使われ、往時を偲ぶことができる。内部は一般に公開されていないが、当日は特別に室内を見せていただいた。この青淵文庫は近々修復される予定という。

次に青淵文庫に隣接する晩香廬を見学する。晩香廬は今回の見学会の直前に修復が完了したこと。修復にあたっては、オリジナルに忠実な建材等を使用するように努めたとい



渋沢史料館

う。この晩香廬は、渋沢の喜寿(77歳)を記念して、合資会社清水組(現清水建設株式会社)より贈られた建物で、軸組に栗材、屋根は赤色の塩焼き瓦で葺いた木造瓦葺き平屋建てのこじんまりした建造物である。ここは、内外の賓客を迎えるレセプション・ルームとして使用されたという。

続いて、本館に移動する。飛鳥山公園内道路から1階の円形のエントランス・ホールに入り、そのまま突っ切って正面のらせん階段を登り2階の展示室に入る。2階はすべて、展示スペースとなっており、全床面積約486m²の内、常設展示用に約301m²、企画展示用に約86m²が割かれている。

展示は1階からの階段を上ったところにある第一国立銀行の錦絵の前に立つ渋沢栄一の等身大の写真に始まる。常設展示は九つのブロックに分かれており、それぞれのブロックに、「プロローグ」「郷里にて」「91年の生涯を終えて」等のテーマが設定され、ブロックを順番に辿ることによって、自然に渋沢の足跡が解るようになっている。

展示で特徴的なのは、展示ケースの照明の照度が他の資料館等の展示と比べると高い設

定となっていることであろう。これは、資料のために本来は照度を落とすべきところ、当資料館にあっては見学者の平均年齢が高いために、照度をあげて見学者が見やすいようにしているためという。資料の保護と利用の利便性に関する問題は、未だ議論の余地があるようと思われる。

続いて地下1階の収蔵庫・学芸員室・和室等を見せていただいた。

以上、渋沢史料館を見学した時の様子を大まかに述べたが、全体的には、生前の渋沢栄一の活躍の割には質素な史料館との印象が深い。しかし、逆に新鮮な印象を受けたのも事実である。

全国大学史資料協議会

1998年度総会議事録(抄)

日 時 1998年9月30日(水) 15時～15時30分

場 所 愛媛大学 法文学部大講義室

出席校 西日本部会 17大学(24人)

4個人会員

東日本部会 21大学(30人)

8個人会員

顧問1人

開会司会 関西大学 熊 博毅氏

会場校挨拶 愛媛大学 鮎川 恭三学長

議長の選出

議長 福岡大学 後藤 正明氏

副議長 慶應義塾 東田 全義氏

議事 (1)全国大学史資料協議会

役員会報告(承認)

(2)会長校の挨拶

桃山学院 西口 忠氏

(3)1998年度部会事業計画報告

(報告事項)

講演会 講演者 島津 豊幸氏

(松山大学 法学部)

演題 「旧制松山高校と地域社会」

見学 愛媛大学年史資料展示

(同大学図書館)

高瀬 志保氏(愛媛大学事業局庶務課50年史編纂室)から紹介と説明をうけ、翌日にかけて自由見学した

懇親会 愛媛共済会館にて開催 出席者74名

全国大学史資料協議会

1998年度役員会議事録(抄)

日 時 1998年9月30日(水)

13時30分～14時30分

場 所 愛媛大学 法文学部大講義室

出席校 西日本部会幹事校

桃山学院 関西大学 同志社



1998年度合同研究会(10月1日)

福岡大学 立命館 龍谷大学
関西学院 神戸女学院
東日本部会幹事校
神奈川大学 東海大学 慶應義塾
中央大学 武蔵野美術大学
明治大学 学習院大学
実践女子大学 日本大学
(顧問)竹市 知弘氏
会場校 愛媛大学
議事 (1)全国大学史資料協議会総会の運営について
(2)その他

全国大学史資料協議会東日本部会

1998年度総会議事録(抄)

日 時 1998年5月14日(木) 15時～16時

会 場 東京ガーデンパレス3階「華」

出席校 24大学 7個人会員

オブザーバー

三澤 純氏・小宮山道夫氏

(広島大学50年史編集室)

計45名

開会の挨拶 神奈川大学 澤木 武美氏

議長の選出

議長 國學院大學 益井 邦夫氏

副議長 立教大学 池田 貞夫氏

議事
 1. 1997年度事業報告・同決算報告について(承認)
 2. 1998年度事業計画案・同予算案について(承認)
 3. 役員の改選について(承認)
 部会長 神奈川大学
 副部会長 東海大学
 運営委員 慶應義塾大学
 國學院大學
 中央大学
 武藏野美術大学
 明治大学
 会計委員 学習院大学
 実践女子大学
 監査委員 東京農業大学
 日本大学
 4. その他(前東海大学資料室長竹市知弘氏の顧問推薦を承認した)
 閉会の挨拶 中央大学 村松 良人氏
 (大学史編纂課長)
 猥親会 16時30分~18時 出席者 42名

全国大学史資料協議会東日本部会幹事会議事録(抄)

第16回の東日本部会幹事会は全国大学史資料協議会1998年度役員会として開催された
 第17回 1998年11月24日(火) 13時~14時
 会場 明治大学 リバティータワー23階
 岸本辰雄記念ホール
 出席校 学習院大学 神奈川大学 慶應義塾
 國學院大學 実践女子大学
 武藏野美術大学 中央大学
 東海大学 明治大学
 議事
 (1)1998年度の研究部会について
 (2)会報発行・記念誌編纂の件について
 (3)その他
 第18回 1999年1月29日(金)13時~14時
 会場 渋谷資料館 応接室
 出席校 学習院大学 神奈川大学 慶應義塾
 國學院大學 実践女子大学
 武藏野美術大学 中央大学
 東海大学 東京農業大学 明治大学
 中野実氏
 議事
 (1)1999年度部の事業計画について
 (2)会報発行・記念誌編纂の件について
 (3)その他

全国大学史資料協議会
1998年度全国研究会記録(抄)
 (第12回東日本部会研究部会)
 日時 1998年10月1日(木)~10月2日(金)
 会場 10月1日 愛媛大学
 法文学部大講義室
 10月2日 松山東雲学園
 100周年記念館4階研修室
 参加校 西日本部会 17大学(24人)
 4個人会員
 東日本部会 21大学(30人)
 8個人会員
 顧問1人
 会場校 愛媛大学(4人)
 松山大学(1人)
 松山東雲学園(4人)
 総計 41大学(63人)
 12個人会員
 顧問1人
 1. 報告 10月1日 愛媛大学
 法文学部大講義室
 山本 久雄氏
 (愛媛大学教育学部教授)
 (演題)「田川事件顛末」
 2. 分科会
 発題 西川 賢氏
 (立命館百年史編纂室)
 「分科会討議の素材」
 第1分科会「年史編纂に関する分科会」
 (403講義室)
 司会者 西口 忠氏(桃山学院)
 記録者 桑尾 光太郎氏(学習院大学)
 第2分科会「年史資料の収集・保存に関する分科会」(404講義室)
 司会者 松崎 彰氏(中央大学)
 記録者 佐伯 裕加恵氏(神戸女学院)
 第3分科会「年史資料の公開・展示に関する分科会」(304講義室)
 司会者 熊 博毅氏(関西大学)
 記録者 後藤 正明氏(福岡大学)
 全体報告 各分科会記録者
 3. 見学会 10月2日 東山雲学園
 100周年記念館
 報告 西村 拓氏(学校法人松山東雲学園理事、元松山東雲中学・高等学校校長)
 (演題)「松山東雲学園百周年史編纂の経緯」

吉谷 直康氏（松山東雲中学・高等学校教諭、百年史担当）
 （演題）「松山東雲学園百周年史分析の視角」
 見学 松山東雲学園創立者関係資料展示
 4. 松山城址散策 自由解散
 ※報告、分科会の内容につきましては、本号に掲載した諸報告をご参照ください。

全国大学史資料協議会東日本部会
研究部会記録（抄）

第13回 1998年11月24日(火) 14時～16時
 会 場 明治大学 リバティータワー23階
 岸本辰雄記念ホール
 参加校 24大学 6個人会員 40名
 講 師 松尾 正人氏
 （中央大学文学部教授）
 演 題 「歴史資料の保存と利用 ー日本・イギリスー」
 ※研究部会の内容につきましては、本号に掲載した松尾正人氏の報告をご参照ください。
 第14回 1999年1月29日(金) 14時～16時
 会 場 渋沢青淵記念財団竜門社付属渋沢史料館
 参加校 22大学 2個人会員 36名
 見学施設 常設展示室・収蔵庫・書庫・青淵文庫・晩香廬
 ※研究部会の内容につきましては、本号に掲載した名本光男氏の報告をご参照ください。

**全国大学史資料協議会の
 英文名称変更のお知らせ**
 1998年9月30日(金) 愛媛大学で開催された全国大学史資料協議会1998年度総会に於いて
 「協議会規約」第1条の英文名称を
 「The Japanese Association of College and University Archives」と変更決定されました。

三二情報

► 「東京経済大学 沿革資料」を創刊
 東京経済大学では、大学創立100年を記念する事業の一環として、沿革資料集の刊行を決め、本年2月『沿革資料』を創刊した。第

一集には、創立者大倉喜八郎の貿易論・経済論、商業教育志向や商業教育に関する文部当局の見解などが収録されている。編集は東京経済大学100年史編纂委員会で、A5判、148ページ。

► 「神奈川大学70年のあゆみ」刊行

神奈川大学では、創立70周年を記念してA4判、80ページの『神奈川大学70年のあゆみ』を昨年11月に刊行した。本書は、神奈川大学70年のあゆみを五つに時期区分し、各ページにそれぞれの時期の概説と年表、それに関わる卒業生等の思い出を収録している。また、第6章として「学生食堂」、「学生寮」や地域の歴史等を1～2ページにコンパクトにまとめ、巻末には、学部・学科、学生数、学費等の推移、そして学生の文化、スポーツ等、課外活動団体の歴史を一表にして掲載している。編集は神奈川大学大学史編纂・記念誌編集実行委員会。

(以上2点の紹介は、本会報編集担当者)

ご案内

全国大学史資料協議会及び同協議会東日本部会に関するお問い合わせ、入会申し込みは、下記へご連絡ください。

慶應義塾大学・福澤研究センター
 〒108-8501 港区三田2-15-45
 ☎ 03-3453-0254
 中央大学広報部大学史編纂課
 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1
 ☎ 0426-74-2132

会報編集担当

神奈川大学大学資料編纂室 〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 ☎ 045-481-5661
東海大学資料室 〒151-8677 渋谷区富ヶ谷2-28-4 ☎ 03-3467-2211
中野 実（東京大学大学史史料室） 〒113-8654 文京区本郷7-3-1 ☎ 03-3812-2111